○外務省告示第九十四号

独立行政法人国際協力機構法第十三条第一項第三号イ及びロの規定に基づき、同規定の外務大臣が指定するもの（平成二十年外務省告示第五百五十号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年四月一日

外務大臣　岸田　文雄

第一号中「ノン・プロジェクト無償の一部、平成二十年十月一日から平成二十二年四月三十日までの間に閣議決定されたテロ対策等治安無償、環境・気候変動対策無償の一部及び食糧援助（平成二十年十月一日から平成二十二年四月三十日までの間に閣議決定されたものを除く。）並びに平成二十年九月三十日以前に閣議決定された無償資金協力で実施のために必要な業務が完了していない」を「外務大臣が開発途上地域の政府等の調達代理機関又は国際機関と連携して実施する」に改める。

第二号を削除する。

附　則

この告示は、平成二十七年四月一日から適用する。

○財務省告示第百二十三号

たばこ事業法施行規則（昭和六十年大蔵省令第五号）第二十条第二号及び第二十一条の規定に基づき、及び同法を実施するため、たばこ事業法施行規則に基づき財務大臣が定める事項の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十七年四月一日

財務大臣　麻生　太郎

たばこ事業法施行規則に基づき財務大臣が定める事項の一部を改正する告示

たばこ事業法施行規則に基づき財務大臣が定める事項（平成十年三月十七日大蔵省告示第七十四号）の一部を次のように改正する。

第二項に次の一号を加える。

㈩　東日本大震災に起因して営業所の位置を移転する場合（平成33年3月31日までの間に申請をした場合に限る。）であって、既設営業所（平成23年3月12日以後の申請に係る小売販売業又は営業所移転の許可を受けたものを除く。）と移転後の予定営業所との距離が1に規定する表に掲げる距離に100分の70を乗じて得た距離に達しており、かつ、営業を再開するために当該予定営業所の位置に移転することがやむを得ないと認められる場合

第三項に次の一号を加える。

㈡　2㈩に掲げる場合

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前にされた申請については、なお従前の例による。

○中央労働委員会告示第一号

行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）第四条第二項の規定に基づき、平成十五年中央労働委員会告示第一号の一部を次のように改正する。

平成二十七年四月一日

中央労働委員会会長　諏訪　康雄

表以外の部分中「特定独立行政法人の労働関係に関する法律」を「行政執行法人の労働関係に関する法律」に改める。

表の独立行政法人国立病院機構の項を削る。

○農林水産省
環境省
国土交通省告示第一号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十八条第一項の規定に基づき、白山国立公園に関する白山生態系維持回復事業計画を定めたので、同条第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

平成二十七年四月一日

農林水産大臣　林　芳正

国土交通大臣　太田　昭宏

環境大臣　望月　義夫

白山国立公園に関する白山生態系維持回復事業計画

一　生態系維持回復事業の目標

本事業は、外来植物の防除等を行い、白山国立公園における原生的な生態系を維持又は回復することを目標とする。

二　生態系維持回復事業を行う区域

白山国立公園全域

三　生態系維持回復事業の内容

㈠　生態系の状況の把握及び監視

㈡　生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

㈢　生態系の維持又は回復に資する普及啓発

㈣　前各号に掲げる事業に必要な調査等

四　生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

㈠　生態系維持回復事業計画の評価及び見直し

㈡　生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携

㈢　生態系維持回復事業の実施体制

○農林水産省
環境省告示第四号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第三十八条第一項の規定に基づき、知床国立公園に関する知床生態系維持回復事業計画を定めたので、同条第四項の規定に基づき、その概要を次のとおり公示する。

平成二十七年四月一日

農林水産大臣　林　芳正

環境大臣　望月　義夫

知床国立公園に関する知床生態系維持回復事業計画

一　生態系維持回復事業の目標

本事業は、エゾシカの個体数調整等を通じて、エゾシカの急激な増加が起こる前の一九八〇年代初頭の植生を回復させることを当面の目標とする。

二　生態系維持回復事業を行う区域

知床国立公園全域

三　生態系維持回復事業の内容

㈠　生態系の状況の把握及び監視

㈡　生態系の維持又は回復に支障を及ぼすおそれのある動植物の防除

㈢　動植物の生息環境又は生育環境の維持又は改善

㈣　生態系の維持又は回復に資する普及啓発

㈤　前各号に掲げる事業に必要な調査等

四　生態系維持回復事業が適正かつ効果的に実施されるために必要な事項

㈠　生態系維持回復事業計画の評価及び見直し

㈡　生態系維持回復事業の実施に関連する計画との連携

㈢　生態系維持回復事業の実施体制

○経済産業省告示第五十七号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第七十四条の規定に基づき登録安全管理審査機関の審査の業務の一部を休止する届出があったので、同法第百十二条の二第三号の規定に基づき、公示する。

平成二十七年四月一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

名称	主たる事務所の所在地	休止日及びその期間	休止する審査業務の範囲
ロイド・レジスター・ジャパン有限会社	神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目三番一号クイーンズタワーA	平成二十七年四月一日から平成二十七年八月二十八日まで	一　使用前安全管理審査 二　溶接安全管理審査 三　定期安全管理審査

○経済産業省告示第五十八号

電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第七十四条の規定に基づき登録安全管理審査機関の審査の業務を廃止する届出があったので、同法第百十二条の二第三号の規定に基づき、公示する。

平成二十七年四月一日

経済産業大臣　宮沢　洋一

名称	主たる事務所の所在地	廃止日	廃止する審査業務の範囲
一般社団法人イーアールアイ検査機構	東京都中央区日本橋堀留町一丁目九番十一号	平成二十七年四月一日	一　使用前安全管理審査 二　溶接安全管理審査 三　定期安全管理審査